第６号様式別表１の３記載要領

１　この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年改正法附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～８　略］

第六号様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第百三条・第百十条の十一関係）

［様式　略］

第６号様式別表２記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（法第53条第３項に規定する通算適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。また、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度（法人税法第64条の９第１項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第57条第６項又は第８項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付し、同項に規定する通算承認の効力が生じた日（以下この記載要領において「通算承認の効力が生じた日」という。）の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業（以下この記載要領において「新たな事業」という。）を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付すること。

［２～４　略］

第六号様式別表一の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第百三条・第百十条の十一関係）

［様式　略］

第６号様式別表２の２記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額（法第53条第７項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第８項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。また、合併等事業年度（同条第７項に規定する合併等事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては法人税法第57条第７項の規定により同条第２項の規定の適用がないことを証する書類を併せて添付すること。

［２～４　略］

第６号様式別表１の３記載要領

１　この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年改正法附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［２～８　同左］

第六号様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第百三条・第百十条の十一関係）

［様式　同上］

第６号様式別表２記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（法第53条第３項に規定する通算適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。また、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度（法人税法第64条の９第１項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第57条第６項又は第８項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付し、同項に規定する通算承認の効力が生じた日（以下この記載要領において「通算承認の効力が生じた日」という。）の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業（以下この記載要領において「新たな事業」という。）を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付すること。

［２～４　同左］

第六号様式別表一の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第百三条・第百十条の十一関係）

［様式　同上］

第６号様式別表２の２記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額（法第53条第７項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第８項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。また、合併等事業年度（同条第７項に規定する合併等事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては法人税法第57条第７項の規定により同条第２項の規定の適用がないことを証する書類を併せて添付すること。

［２～４　同左］